## 愛知県公立大学法人教育研究審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人定款(以下「定款」という。)第21条第1項に規定 する大学ごとに置く教育研究審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 定款第21条第3項第2号で規定する教育研究上の重要な組織及び事務組織の長は、次の表のとおりとする。

| 大 学      | 教育研究上の重要な組織及び事務組織の長   |
|----------|---|
| 愛知県立大学   | 外国語学部長、日本文化学部長、教育福祉学部長、看護学部長、情報科学部長、入試・学生支援センター長、教育支援センター長、教養教育センター長、学術研究情報センター長、地域連携センター長、事務部門長、守山キャンパス長 |
| 愛知県立芸術大学 | 美術学部長、音楽学部長、芸術教育・学生支援センター長、芸術創造センター長、芸術情報センター長、芸術資料館長、事務部門長   |

- 2 前項の表に掲げるもののほか、教育研究上の重要な組織の長に副学長を含むものとする。 (招集等)
- 第3条 教育研究審議会は、学長が定款第23条に規定する事項について審議する必要がある と認めるときに招集する。
- 2 教育研究審議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長の職務代理)

第4条 議長があらかじめ指名する委員は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(委員以外の出席)

第5条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録の作成)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 教育研究審議会の庶務は、愛知県立大学においては県大総務課、愛知県立芸術大学においては芸大総務課にて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月27日規程第10号)

## (施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- (旧大学の教育研究審議会の存続等)
- 2 愛知県公立大学法人定款(平成20年10月31日付け総財務第234号・19地文科高 第84号認可)附則第2号の旧大学の教育研究審議会については、旧大学の存続する間、存続 するものとする。

附 則(平成22年3月29日規程第26号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規程第11号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月31日規程第8号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日規程第16号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。